

## コロナ禍における「小規模零細企業」、「小規模創業者」への資金繰り支援を強化

### 《 小口保証制度【かなえ】の改正について 》

小口保証制度【かなえ】について、当座貸越(カードローン)機能を追加する改正を令和3年12月1日に実施いたします。

標記制度につきましては、商工会議所、商工会、金融機関、信用保証協会が連携しながら、必要資金を迅速かつ円滑に供給することにより、中小企業者の経営基盤の安定化に資することを目的としております。

コロナ禍において中小企業者、特に「小規模零細企業」、「小規模創業者」の資金繰り悪化の可能性が高く、将来に備えた資金繰り支援が重要となっており、その環境整備として小口保証制度【かなえ】を改正し、お客様への資金繰り支援を強化するものです。

#### 【追加するカードローン機能のポイント】

- ・ 融資限度額 300 万円で小規模企業を対象
- ・ ATM で入出金ができる利便性向上
- ・ 貸付金利が「固定 1.8%」と他のカードローン制度より低利
- ・ 資金繰りが不安定な創業者の方も対象

参考：本制度の概要

↓ 今回改正分

貸付形式	証書貸付・手形貸付	当座貸越(カードローン)
対象者	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす事業者。 ① 法人で島根県内に本店または事業所を有する方、及び個人で住居または事業所のいずれかが島根県内にある方 ② 手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと ③ 破産・民事再生・会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の手続き中でないこと ④ 既存貸出金に延滞がないこと ⑤ 信用保証協会の求償権関係者でないこと ※今回の改正によって“業歴要件を撤廃”しました。	

融資限度額	1,000 万円	50 万円～300 万円
	ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で 5,000 万円の範囲内とする。また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて 1,000 万円以内とする。	
資金用途	事業資金(運転資金および設備資金)	
融資期間	7 年以内 ※一括弁済は保証期間 6 ヶ月以内	1 年間もしくは 2 年間 ※引続き資格要件を満たす場合は最大 6 年まで更新可能
返済方法	均等分割返済または一括返済	約定弁済または随時弁済
貸付利率	責任共有対象:年 1.80%(固定) 責任共有対象外:年 1.60%(固定)	年 1.80%(固定) ※責任共有対象のみ
信用保証料率	年 0.45～1.55%	年 0.39～1.55% ※証書貸付・手形貸付よりも低い設定
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要	
担保	不 要	